

(別記1)

委託事業仕様書

1 事業名

沖縄県国保ヘルスアップ支援事業（医療費等分析事業）

2 業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

沖縄県内の市町村国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険制度におけるレセプト情報等を活用し、その現状及び特徴や要因を分析・整理して市町村に提供することにより、効果的・効率的な保健事業等の取組を推進し、医療費適正化に資することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 医療費等分析の実施

5のデータを用いて、沖縄県（以下「県」という。）及び県内市町村（以下「市町村」という。）の医療費等の分析を行う。

業務の実施にあたっては、あらかじめ各市町村の最新の保健事業実施計画（データヘルス計画）の内容を把握し、それとは異なる観点も含めて、現状及び特徴や要因を分析・整理して、医療費適正化や保健事業の推進に資する分析を行う。

(2) 分析内容

5のデータを用いて、県及び各市町村の医療費の現状及びその特徴や変化に影響を与えている要因を分析し、費用対効果に応じた保健事業対象者の層を明確化し、今後の効果的な保健事業の提案や、医療費水準の市町村格差是正の検討に資することを目的として次の業務を行う。

ア レセプト情報（介護を含む。）、特定健診（後期高齢者医療制度における健診を含む。）

結果データ、オープンデータ等による医療費分析

市町村における地域比較を行い、県、市町村別の医療費・生活習慣病及び介護との関係等の課題やその要因を分析すること（分析項目の一例は「イ」のとおり）。

(ア) 県より受領したレセプト情報等を活用し、県、市町村別の医療費・生活習慣病等の状況について、グラフやプロット図等により分かり易く可視化すること

(イ) (ア)で明らかになった現状分析の結果をもとに、医療費・生活習慣病等の状況を比較し、県特有の共通課題と市町村特有の課題を抽出すること。また、市町村における医療費の地域差要因を分析すること。

(ロ) (イ)で実施した要因分析で明らかになった結果をもとに、県及び各市町村が取り組むべき重点疾病を示すこと。要因、重点疾病については、一覧表等により項目と要因との関係を分かり易く示すこと。

(ハ) (ロ)で明らかになった重点疾病に対し、市町村が効果的・効率的な保健事業を実施するための対象者の範囲を示すこと。また、(ア)から(ロ)の分析に基づき、県及び

(別記 1)

市町村にとって効果的・効率的な保健事業推進の工夫等について提案すること。

イ 上記アの分析項目例

以下、複数の項目を掛け合わせるなど、より課題が明確となるよう工夫すること。

- ・基本統計（疾病構造、疾病別医療費、一人当たり医療費等）
- ・健康診査に関する分析（有所見、問診結果・健診結果と疾病・医療費との関係等）
- ・特定保健指導に関する分析（保健指導実施者の翌年度の変化等）
- ・高額なレセプトの疾病傾向、患者傾向の分析
- ・人工透析患者、糖尿病患者、高血圧症等の生活習慣病に関する分析
- ・脳梗塞及び脳出血に関する分析
- ・虚血性心疾患に関する分析
- ・骨折・骨粗鬆症に関する分析
- ・後発医薬品及びバイオ後続品に関する分析
- ・重複・多剤服薬等に関する分析
- ・重複受診・頻回受診に関する分析
- ・歯科関連分析
- ・介護度別（要支援含む）の医療費の状況、疾病との関係（原因疾患、現疾患等）
- ・介護サービス別の介護給付費と医療費との関係に関する分析
- ・その他、受託者が独自に提案する分析

ウ 医療費水準の地域差要因分析と取組提案の説明（NDB・オープンデータ等を活用）

市町村の1人当たり医療費が高い所と低い所を比較し、差が生じている要因について、医療提供側要因（医療機関・病床数、診療・調剤パターン等）、患者側要因（受診行動、主な疾病、健康活動・生活習慣等）社会的要因（就労状況、所得状況等）等の分析と考察を行うこと。

- (ア) 上記の分析・考察で明らかになった結果を基に、地域間で生じている医療費水準の格差を縮小させる、実現可能性の高い取組（保健事業、分析事業等）について、県及び市町村（効果を見込める市町村を中心に）に提案する。
- (イ) (ア)以外に、県及び市町村における医療費を取り巻く課題における現状を把握し、医療費適正化に資するための取組の工夫があれば、県及び市町村に提案する。
- (ウ) 県が開催する会議等で分析等結果及び(ア)(イ)取組提案を説明し、質疑に応じる。

(3) 分析結果報告書等の作成

「(2)分析内容」で得られた分析結果等をもとに、分析結果報告書等を作成すること。以下の基本事項の他、項目・内容、構成等については、県と協議のうえ、最終決定する。

ア 「県全体報告書」は、NDBデータの公表基準に準じて秘匿処理を施した「秘匿処理実施版」と、秘匿処理を行わない「秘匿処理未実施版」の2種類作成すること。

イ 「市町村別報告書」は市町村ごとに作成すること。

ウ 「県用 DVD 又は CD」には「県全体報告書（秘匿処理実施版、秘匿処理未実施版）」と「市町村別報告書（41市町村分）」のデータを保存し、「市町村用 DVD 又は CD」には

(別記1)

「県全体報告書（秘匿処理実施版）」と「市町村別報告書（当該市町村分）」のデータを保存すること。

エ 成果物の構成等に関しては県と協議し最終的に決定すること。

(4) 分析結果等説明会の実施

ア 作成した分析結果報告書をもとに、県及び市町村を対象とした説明会を1～2回開催すること。

イ 説明会では、分析結果及び取組提案について、市町村に提供したデータの見方や分析結果の活用方法、取組提案内容の説明を行うこと。なお、説明会の開催内容、回数等について、事前に県と相談、確認を受けること。

(5) スケジュール（予定）

令和7年9月（契約後）レセプト情報等提供

令和8年1月～ 中間報告（県）

令和8年1月～3月 県が開催する会議での説明（県及び市町村）

令和8年2月～3月 分析結果報告会（県及び市町村）

令和8年3月 分析結果報告書等納入期限

(6) 委託業務の実施方法

ア 実施にあたっては、事前打ち合わせを含め、十分に打ち合わせを行いながら進めること。適切な会議体を設定し、(5)のとおり、県に対し中間時点での報告を行うこと。

イ 納入までの具体的なスケジュールを提案すること。詳細は県と協議のうえ決定する。

ウ 成果物（分析結果報告書等）の提出を行うとともに、本事業の成果について、県の指示に基づき分析結果報告会を県及び市町村に対し実施すること。また、県からの質問に対し、適宜対応すること。

エ 成果物（分析結果報告書等）の提出に際しては、県が実務的に活用できるものとなるよう、国などにおける議論の動向などに関し配慮されたものとする。

5 分析に活用するデータ等

県からの提供可能データは以下のとおり。以下データ以外のデータは、原則提供しない。また、匿名化処理は行っていないデータのため、受託者において匿名化処理を行うこと。

分析にあたっては、以下のデータ以外に必要に応じて外部※のデータを収集し使用するものとするが、その際には、データの収集元等が信頼に足るものであるか留意すること。分析方法は、第三者の技術を侵害しない、または侵害する恐れがないものとする。

また、以下の県提供可能データ以外のデータを収集する場合に発生する一切の費用は、見積りに含めること。

(1) 医療データ

(別記1)

- ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル (21_RECODEINFO_MED.CSV)
- イ DPCのレセプト電算コード情報ファイル (22_RECODEINFO_DPC.CSV)
- ウ 歯科のレセプト電算コード情報ファイル (23_RECODEINFO_DEN.CSV)
- エ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (24_RECODEINFO_PHA.CSV)

上記ア～エ共通：令和2年度から令和6年度まで（5年度分）（市町村国保、後期高齢）

- (2) 被保険者マスタ（直近分）（市町村国保：個人情報 KD_mtSKhhkj_XXXXX、世帯情報 KD_mtSKhhst_XXXXX、得喪履歴 KD_mtSKhhts_XXXXX、後期高齢）
- (3) 特定健診等データ管理システムのデータ（令和2年度から令和6年度）（5年度分）（市町村国保、後期高齢）（FKAC131、FKAC163、FKAC164、FKAC165（市町村国保のみ）、FKAC167、FKAC176（後期高齢のみ））
- (4) 特定健診等被保険者マスタデータ（直近分）（市町村国保 KDIF015、後期高齢 JKA23M0010101）

(5) 介護データ

- ア 介護給付費給付実績データ
- イ レセプト電算コード（識別番号1121：給付管理票）
- ウ レセプト電算コード（識別番号1119）
- エ レセプト電算コード（識別番号5343：介護事業所）

上記ア～エ共通：令和2年度から令和6年度まで（5年度分）（県内13保険者）

- オ 受給者台帳（直近分）（県内13保険者）
- カ KDB 要介護者突合状況（令和2年度から令和6年度）（5年度分）（県内13保険者）

(6) NDB 医療費適正化計画関係データセット（2019～2023年度診療分）

※(3)のデータのうち、令和6年度分については、データの提供は11月頃予定。

※(5)アのデータの提供時期は、別途調整の上、契約後数カ月後の予定。

※国や公的機関のオープンデータ等も積極的に活用し、組み合わせて分析を行うこと。

6 著作権の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び版権は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用をしてはならない。
- (2) 受託者は、県に提出した成果物の中に受託者が保有する既存著作物が含まれる場合は、その利用について承諾するものである。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権その他一切の権利についての交渉・処理は受託者の責任と負担で行うものとする。また、第三者から成果物に関しての著作権その他一切の権利侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

7 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、プライバシーマーク等の個人情報の取扱いについて第三者評価機関の認証

(別記1)

を取得していることが望ましい。

- (2) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は本業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等について、漏えい、滅失及び既存の防止その他個人情報の適正な管理のために、別添「個人情報取扱特記事項」を守り、必要な措置を講じなければならない。

8 業務の再委託について

- (1) 契約の主たる部分の再委託の禁止等について

契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (2) 契約の主たる部分について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは、契約金額の2分の1以上の業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務とする。

- (3) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データ集約及び登録

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務として県と別途協議を行った業務

9 その他

- (1) 委託業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と受託者間で協議のうえ是正し実施することとする。また、必要に応じて、県と受託者との協議により、提案された企画内容の修正・変更を行う場合がある。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(別記 1)

- (3) 委託業務の遂行に当たっては、県と連携・調整を図りながら実施すること。
- (4) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、県と受託者で協議の上、決定する。